

読替え後の「大阪外国語大学学則」

〔平成16年4月1日〕
全部改正
最近読替改正 平23. 4. 7

第1章 総則

第1節 削除

第1条から第3条まで 削除

第2節 基本組織

(学部)

第4条 大阪大学（以下「本学」という。）に、本学と大阪外国語大学との統合の際大阪外国語大学に置かれていた外国語学部（以下「旧外国語学部」という。）を置く。

2 旧外国語学部は、外国の言語とそれを基底とする文化一般について、理論と実際にわたって教授研究し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通じて外国に関する理解を深めることを目的とする。

3 旧外国語学部は、国際文化学科及び地域文化学科を置く。

4 旧外国語学部の各学科の目的は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 国際文化学科 言語教育を基盤にして、世界の言語、文化、政治・経済、資源・環境などを、地域別にではなく、世界的な視野から、理論と実際の両面にわたって広域的、学際的に教授研究し、国際社会で活躍するにふさわしい高度な専門性を身につけた人材を育成すること。

(2) 地域文化学科 言語を通じて世界各地域の文化を教授研究するという本学の伝統に立脚して、隣接する地域の言語・文化との関連を念頭に置き、より広域的な観点から外国の言語と文化を教授研究し、国際社会で活躍するにふさわしい高度な専門性を身につけた人材を育成すること。

5 旧外国語学部の各学科に、それぞれ主に昼間の時間帯において授業を行う昼間主コース及び主に夜間の時間帯において授業を行う夜間主コースを置く。

6 旧外国語学部の学科に、その教育研究上の目的を達成するために必要な教員組織として、次の表に掲げる講座を置く。

学 科	講 座 の 名 称
-----	-----------

国際文化学科	言語・情報講座 日本語講座 比較文化講座 国際関係講座 開発・環境講座
地域文化学科	中国語講座 朝鮮語講座 モンゴル語講座 インドネシア語講座 フィリピン語講座 タイ語講座 ベトナム語講座 ビルマ語講座 ヒンディー語講座 ウルドゥー語講座 アラビア語講座 ペルシア語講座 トルコ語講座 スワヒリ語講座 ロシア語講座 ハンガリー語講座 デンマーク語講座 スウェーデン語講座 ドイツ語講座 英語講座 フランス語講座 イタリア語講座 スペイン語講座 ポルトガル語講座

7 旧外国語学部は、その教育及び研究に関する重要事項を審議する機関として、教授会（以下「旧外国語学部教授会」という。）を置く。

8 旧外国語学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。
(大学院)

第5条 本学に、本学と大阪外国語大学との統合の際大阪外国語大学に置かれていた大学院（以下「旧大学院」という。）を置く。

2 この学則に定めるもののほか、旧大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第6条から第11条まで 削除

第3節 職員組織

第12条及び第13条 削除

（学部長）

第14条 旧外国語学部に学部長を置き、国立大学法人大阪大学組織規程第10条に定める外国語学部長をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

（学科長）

第15条 旧外国語学部の各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

（講座代表）

第16条 旧外国語学部の各学科の各講座に講座代表を置き、当該講座の教授又は准教授をもって充てる。

2 講座代表に関し必要な事項は、別に定める。

第17条 削除

第2章 旧外国語学部

第1節 入学定員及び収容定員

（入学定員及び収容定員）

第18条 旧外国語学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成19年度

学 科		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	3年次 編入学 収容定員	総収容 定員
国際 文化 学科	昼間主コース	165	5	660	10	910
	夜間主コース	60		240		
	計	225		900		
地域 文化 学科	昼間主コース	545	5	2,180	10	2,650
	夜間主コース	115		460		
	計	660		2,640		
合 計		885	10	3,540	20	3,560

平成20年度

学 科		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	3年次 編入学 収容定員	総収容 定員
国際 文化 学科	昼間主コース	—	—	495	5	680
	夜間主コース	—		180		
	計	—		675		
地域 文化 学科	昼間主コース	—	—	1,635	5	1,985
	夜間主コース	—		345		
	計	—		1,980		
合 計		—	—	2,655	10	2,665

平成21年度

学 科		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	3年次 編入学 収容定員	総収容 定員
国際 文化 学科	昼間主コース	—	—	330	—	450
	夜間主コース	—		120		
	計	—		450		
地域 文化 学科	昼間主コース	—	—	1,090	—	1,320
	夜間主コース	—		230		
	計	—		1,320		
合 計		—	—	1,770	—	1,770

平成22年度

学 科		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	3年次 編入学 収容定員	総収容 定員
国際 文化 学科	昼間主コース	—	—	165	—	225
	夜間主コース	—		60		
	計	—		225		
地域 文化 学科	昼間主コース	—	—	545	—	660
	夜間主コース	—		115		
	計	—		660		
合 計		—	—	885	—	885

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第19条 旧外国語学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第20条 旧外国語学部の学生（以下この章において単に「学生」という。）は、8年を超えて在学することができない。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第22条 学年を次の2期に分ける。

(1) 第1期 4月1日から9月30日まで。

(2) 第2期 10月1日から翌年3月31日まで。

(休業日)

第23条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 大阪大学記念日 5月1日

(4) 夏季休業 8月5日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 4月1日から4月10日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認を得て、その都度変更することができる。

3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第4節 退学、転学等

第24条から第29条まで 削除

(退学)

第30条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長を経て総長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 学生が、他の大学に入学（編入学及び転入学を含む。）しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

(転部)

第31条の2 学生で本学の他の学部に転部を志願する者については、当該学部の定めるところにより、転部を許可することがある。

2 前項の規定により、転部を願ひ出る者は、願書に外国語学部長の許可書を添えなければならない。

3 第1項の規定により、転部を許可された者であつて、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。

4 前項の認定に当たり必要があるときは、当該学部の定めるところにより、試験を行う。

5 第1項の規定により、転部を許可された者の在学年限については、当該学部の定めるところによる。

(転コース)

第32条 転コースを志願する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 転コースに関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第33条 外国の大学又は外国の短期大学において授業科目を履修し、単位を修得しようとする者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間（休学による場合を除く。）は、第19条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入する。

3 前二項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学及び復学)

第34条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、4年を超えることができない。

4 休学した期間は、在学年数には算入しない。

5 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(除籍及び復籍)

第35条 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込

みがないときは、学部長は、総長の許可を得て、除籍することができる。

- 2 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除籍することができる。
- 3 前項の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部の定めるところにより復籍を認めることができる。

第5節 教育課程

(教育課程等)

第36条 教育課程、授業科目の単位、授業の方法、単位の授与等に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 削除

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第38条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第40条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことが

できる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第38条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6節 教育職員免許

(教育職員免許状の授与資格)

第41条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 旧外国語学部において、授与資格を得させることができる教育職員免許状の種類及び免許教科については、別に定める。

第7節 卒業の認定及び学位の授与

(卒業の時期及び認定)

第42条 卒業の時期は、学年末とする。ただし、卒業の要件を満たした者で、学部長が特に認めたものについては、第1期末とすることができるものとする。

- 2 所定の修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者については、旧外国語学部教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第43条 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、読替え後の大阪外国語大学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第3章 削除

第44条から第48条まで 削除

第3章の2 削除

第48条の2 削除

第4章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第49条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額については、別に定める。

(検定料等の不徴収)

第50条 特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生又は特別研究学生が我が国の国立大学（短期大学を含む。）の学生である場合は、授業料を徴収しない。
- 3 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日高等教育局長裁定）に該当する特別聴講学生に係る授業料は、徴収しない。
- 4 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日高等教育局長裁定）に該当する特別研究学生に係る授業料は、徴収しない。
- 5 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する者及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に該当する外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

第51条 削除

（授業料の納付）

第52条 授業料は、次の2期に分けて納付しなければならない。

- | | | | | | |
|---------|---|------|---|----------|---------------|
| (1) 第1期 | 分 | 自4月 | 分 | 4月1日から | 年額の2分の1に相当する額 |
| | | 至9月 | | 5月31日まで | |
| (2) 第2期 | 分 | 自10月 | 分 | 10月1日から | 年額の2分の1に相当する額 |
| | | 至3月 | | 11月30日まで | |

- 2 前項の規定にかかわらず、第1期に係る授業料を納付するときに、当該年度の第2期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の第1期又は第1期及び第2期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

（休学の場合の授業料）

第53条 休学の期間中は、授業料を徴収しない。ただし、第1期又は第2期の中途から休学する場合の当該学期の授業料については、この限りでない。

（復学の場合の授業料）

第54条 第1期又は第2期の中途において復学を許可された場合、その学期の授業料は、復学当月から月割計算により算定した額を徴収する。

（退学の場合の授業料）

第55条 退学する者については、退学する日の属する学期の授業料の全額を徴収する。ただし、退学願書の提出が第1期にあっては4月、第2期にあっては10月であった場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端

数があるときはこれを切り上げるものとする。）に在籍する月数を乗じて得た額を徴収するものとする。

（授業料の免除、延納及び分納）

第56条 本学の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。）であって、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

3 第1項の規定により授業料の免除又は徴収猶予（月割分納の場合を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願ひ出るものとする。

4 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願ひ出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

5 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

6 授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

7 授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

（寄宿料の納付）

第57条 第61条に規定する学寮の寄宿料は、毎月当月分を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、夏季休業日及び春季休業日中の寄宿料については、当該休業日開始前に納付しなければならない。

（既納の検定料等）

第58条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 第52条第2項の規定により第1期に係る授業料を納付するときに、当該年度の第2期に係る授業料を併せて納付した者が、第1期末までに退学又は休学した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申出により、第2期に係る授業料の額を返還するものとする。

第5章 賞罰

（表彰）

第59条 学生として表彰に値する行為があった場合は、別に定めるところにより総長が表彰することができる。

(懲戒)

第60条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、総長の命により学部長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。ただし、平成19年9月30日以前の行為に係る懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第20条に規定する在学年限に算入し、第19条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、大阪大学懲戒の手続に関する内規を準用する。

第6章 学寮

(学寮)

第61条 本学に、学寮を置く。

2 学寮に関し必要な事項は、別に定める。

第62条 削除

第7章 削除

第63条 削除

第8章 削除

第64条 削除

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。